

不動産コンサル地域WG、登録開始

国交省と流通センターが連携

国土交通省と不動産流通推進センターは11月8日、地域で不動産コンサルティンク活動を実践する団体「不動産コンサルティンク地域ワーキング・グループ」の登録制度創設を発表し、同日から登録を開始した。

6月に国土交通省が発表した「不動産業における空き家対策推進プログラム」地域価値を共創する不動産業を目標として、空き家流通のビジネス化支援策の一つとして、不動産コンサルティ

ンクサービスの促進を図っていくことが盛り込まれた。そうした背景から、不動産流通推進センターは国土交通省と協力して、公認不動産コンサルティンクマスターを核として、全国各地域で実務に

関するノウハウの共有や一般消費者に対する不動産の相談への対応をはじめ、不動産コンサルティンクに係る活動を実践する団体を「不動産コンサルティンク地域ワーキング・グループ」(地域WG)として登録する制度を創設する

こととした。

登録申請主体は、①プロックまたは都道府県の不動産コンサルティンク地方協議会、②不動産業団体及び傘下の団体(47都道府県の協会、本部・支部を含む)、③複数のコンサルティンクマスターで構成される協会等の社団法人また

はNPO法人、④その他①②③に準ずる組織や団体であって推進センターが認めるものなどを想定する。

登録要件は、①業務責任者として1人以上の不動産コンサルティンクマスターを届け出ること、②地域WG活動にあたり「公認不動産コンサルティンクマスター倫理規程」の遵守の誓約をすること、③年1回活動報告(実施したコンサルティンク事例等を含む)を提出すること。

支援体制の充実

登録を受けた地域WGは、情報交換等のための専用サイト(25年1月開設予定)の設

置や情報提供など、不動産流通推進センター及び国土交通省から必要な支援を受けられる。更に支援策の充実にも取り組むとした。

今後は、全国の地域WGをはじめ関係者が結集し、地域WGの活動報告や良質な不動産コンサルティンク事例の共有、優良な活動等の表彰、関係者の交流等を図る「全国不動産コンサルティンク・フォーラム」を来年5月に開催する予定だ。

これらの取り組みを通じて、消費者が信頼できる良質な不動産コンサルティンクサービスの普及を推進していくとした。